

## ○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

### 第4条第4項

第一項又は第二項の認定は、第一項又は第二項の申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、するものとする。

- 一 合理化計画が基本構想に照らし適切なものであること。
- 二 合理化計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

## ○愛知県木材産業等高度化推進資金制度事務取扱要領

### 第3の2 合理化計画の認定基準

合理化計画の認定基準は、法第4条第4項によるほか、次の基準によるものとする。

#### 2. 構造改善計画

##### (1) 共通の基準

ア 共同申請する事業体間において、立木、素材又は木材製品について、長期かつ安定的な供給・引取に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること。

ウ 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。

##### (2) 木材高度加工資金を借り受けようとする者に係る基準

ア (1)のアの契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者(関連事業者又はその組織する団体を除く。)の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の1割以上であること。

イ 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模が構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。

ウ 素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材JAS製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。